

原 議 保 存 期 間 3 年 (令和10年3月31日まで)

犯罪収益移転防止法共管省庁担当課長 殿

事 務 連 絡

令 和 6 年 9 月 1 3 日

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長

犯罪収益移転防止法施行規則第6条第1項第1号へ等の規定の解釈について

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号。以下「犯収法施行規則」という。）第6条第1項第1号へは、自然人である顧客等の本人特定事項の確認方法として、当該顧客等又はその代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して撮影をさせた当該顧客等の容貌の画像情報の送信を受けるとともに、当該顧客等の写真付き本人確認書類（氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されている半導体集積回路（以下「ＩＣチップ」という。）が組み込まれたものに限る。）に組み込まれたＩＣチップに記録された当該情報の送信を受ける方法を規定しています。

当該方法により送信されるＩＣチップ情報については、過去のパブリックコメントにおいて「特定事業者には真正なものであることの確認が求められる」、「具体的には、秘密鍵で暗号化されている当該ＩＣチップ情報に係る事項の送信を受け、これを公開鍵で復号することによって真正なものであることを確かめることが考えられる」旨の解釈を示しています。

この点、運転免許証のＩＣチップ情報を当該方法に用いる場合において、運転免許証の記載事項に変更が生じ、当該記載事項には電子署名が付されていないことについては、金融庁ウェブサイトに掲載されている「犯罪収益移転防止法におけるオンラインで完結可能な本人確認方法に関する金融機関向けＱ＆Ａ」において「変更されていない事項のみを電子署名により検証し、変更があった事項は電子署名による検証を行わない方法は、送信を受けたＩＣチップ情報のうち一部しか、電子署名により真正性を確認できていないこととなるため、認められない」旨の解釈を示していたところです。

今般、上記の場合におけるＩＣチップ情報の改ざんのリスク等について改めて検討した結果、当該規定の適用に係る解釈については、下記のとおりとしますので、お知らせいたします。

各省庁におかれましては、この点適切な取扱いが行われるよう、別添資料を活用するなどして、所管する特定事業者に周知していただきますようお願いいたします。

なお、本事務連絡は、金融庁と協議済みです。

記

1 犯収法施行規則第6条第1項第1号への規定の解釈について

運転免許証の記載事項に変更が生じた場合、変更後の記載事項（新氏名、新住所等をいう。以下同じ。）の情報は原則としてＩＣチップに記録されることとなりますが、変更後の記載事項が記録されている領域は電子署名の対象ではないことから、変更後の記載事項の情報について、当該電子署名により真正性を確認することはできません（当該電子署名は、あくまで交付時の記載事項及び写真の情報の真正性の確認にのみ利用できます。）。

他方で、記載事項に変更が生じた運転免許証を犯収法施行規則第6条第1項第1号へに規定する確認方法に利用する場合において、電子署名により交付時の記載事項及び写真の情報の真正性を確認することができ、かつ、これらの情報と同時に変更後の記載事項の情報が送信されるときは、当該情報のみを改ざんすることは困難であり、送信されるＩＣチップ情報が改ざんされている可能性は低いと考えられます。

したがって、記載事項に変更が生じた運転免許証を同号へに規定する確認方法に利用する場合において、電子署名により真正性を確認することができる交付時の記載事項及び写真の情報と同時に変更後の記載事項の情報が送信されるときは、当該変更後の記載事項の情報の真正性についても確認できるものとし、同号へに規定する確認方法として認められます。

2 犯収法施行規則第6条第1項第1号ト及びチの規定の解釈について

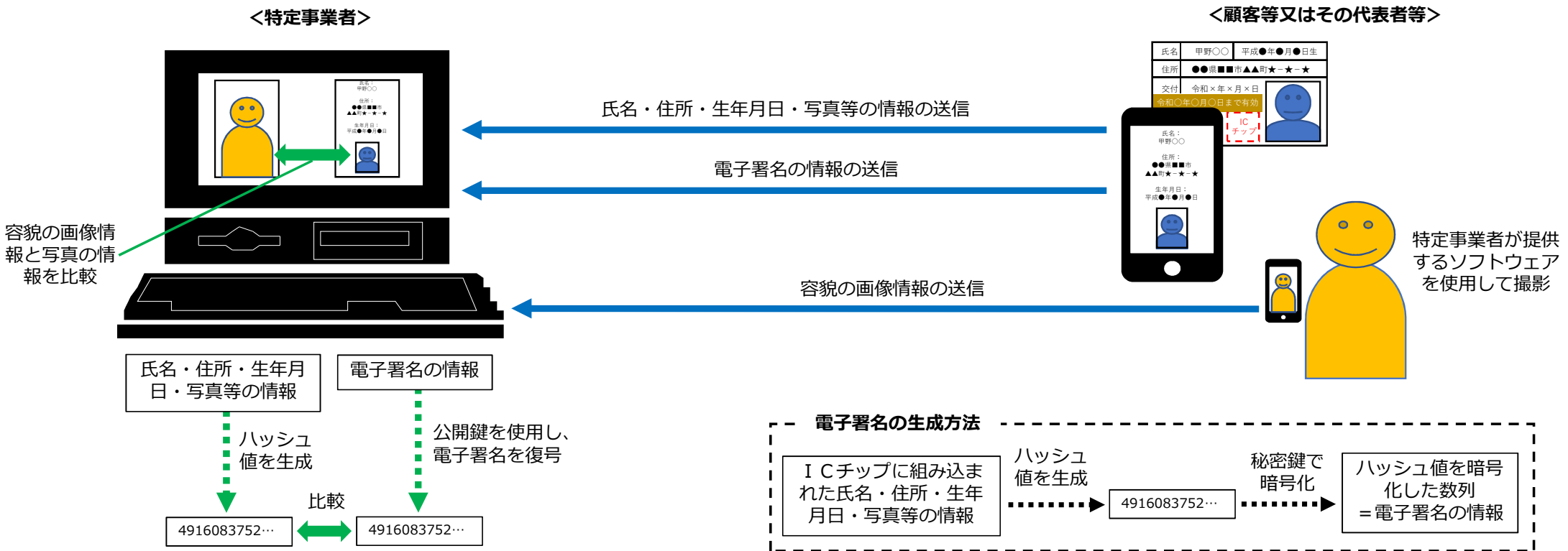
犯収法施行規則第6条第1項第1号ト及びチについても、自然人である顧客等の本人特定事項の確認方法として、当該顧客等の本人確認書類（氏名、住居及び生年月日の情報が記録されているＩＣチップが組み込まれたものに限る。）に組み込まれたＩＣチップに記録された当該情報の送信を受けることを含む方法を規定しています。

記載事項に変更が生じた運転免許証を同号ト及びチに規定する確認方法に利用する場合において、電子署名により真正性を確認することができる交付時の記載事項の情報と同時に変更後の記載事項の情報が送信されるときは、当該変更後の記載事項の情報の真正性についても確認できるものとし、同号ト及びチに規定する確認方法として認められます。

犯収法施行規則第6条第1項第1号へ等の規定の解釈について

【犯収法施行規則第6条第1項第1号へ】

顧客等又はその代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して撮影をさせた当該顧客等の容貌の画像情報の送信を受けるとともに、当該顧客等の写真付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された情報の送信を受ける方法



【現行の解釈】

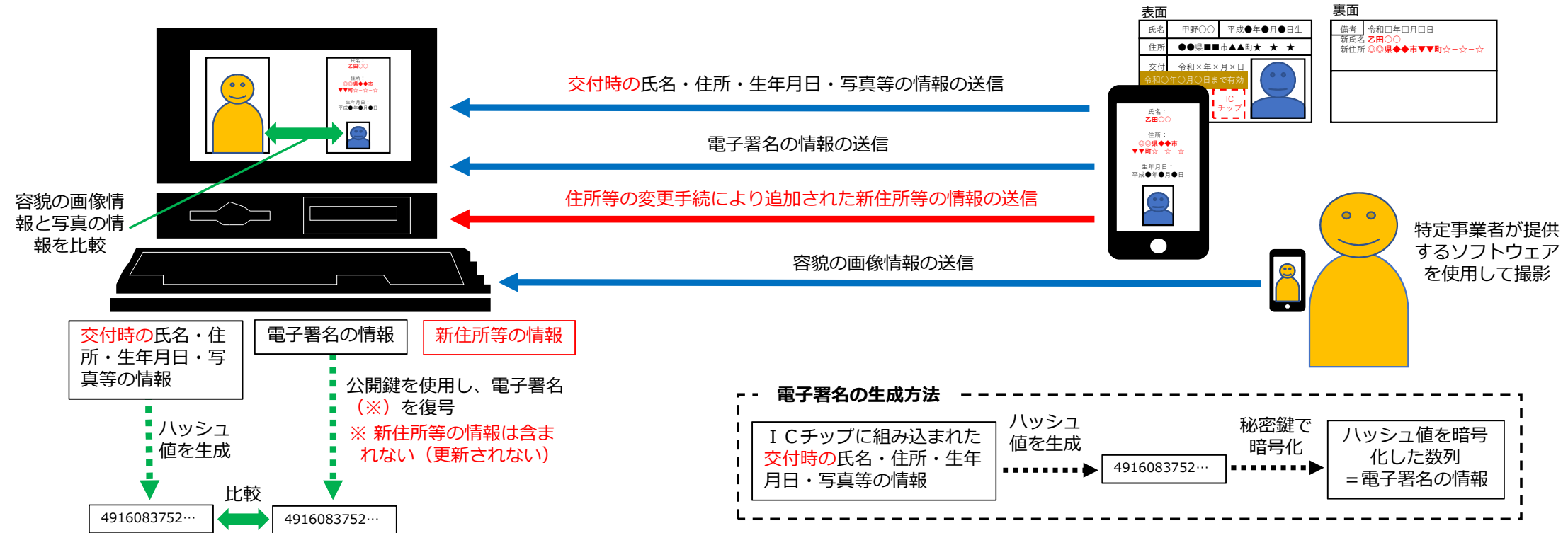
氏名等の情報と同時に送信される電子署名を公開鍵で復号してハッシュ値を比較することにより、その真正性を確認

犯収法施行規則第6条第1項第1号へ等の規定の解釈について

【住所等の変更手続を行った運転免許証を利用する場合】

＜特定事業者＞

＜顧客等又はその代表者等＞



【現行の解釈】

電子署名による検証ができない「新住所等」の情報については、真正性が確認できない

⇒ この方法のみでは本人確認が完結しない

【変更後の解釈】

電子署名により検証可能な氏名等の情報と同時に送信される「新住所等」の情報についても、真正性が確認できることとする

⇒ 本人確認が完結する

※ 住所等の変更手続を行った運転免許証を犯収法施行規則第6条第1項第1号ト・チに規定する確認方法に利用する場合の解釈についても、同様とする。

犯収法施行規則第6条第1項第1号へ等の規定の解釈について

【参照条文】

- 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号）（抄）

（顧客等の本人特定事項の確認方法）

第6条 法第四条第一項に規定する主務省令で定める方法のうち同項第一号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる顧客等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- 一 自然人である顧客等（次号に掲げる者を除く。） 次に掲げる方法のいずれか

イ～ホ 略

ハ 当該顧客等又はその代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該顧客等又はその代表者等に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該顧客等の容貌の画像情報をいう。）の送信を受けるとともに、当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の写真付き本人確認書類（氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されている半導体集積回路（半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）第二条第一項に規定する半導体集積回路をいう。以下同じ。）が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法

ト 当該顧客等又はその代表者等から、特定事業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該顧客等又はその代表者等に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該顧客等の本人確認書類のうち次条第一号又は第四号に定めるもの（同条第一号二及びホに掲げるものを除き、一を限り発行又は発給されたものに限る。以下トにおいて単に「本人確認書類」という。）の画像情報であって、当該本人確認書類に記載されている氏名、住居及び生年月日並びに当該本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。）の送信を受け、又は当該顧客等若しくはその代表者等に当該ソフトウェアを使用して読み取りをさせた当該顧客等の本人確認書類（氏名、住居及び生年月日の情報が記録されている半導体集積回路が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けるとともに、次に掲げる行為のいずれかを行う方法（取引の相手方が次の(1)又は(2)に規定する氏名、住居及び生年月日の確認に係る顧客等になりすましている疑いがある取引又は当該確認が行われた際に氏名、住居及び生年月日を偽っていた疑いがある顧客等（その代表者等が氏名、住居及び生年月日を偽っていた疑いがある顧客等を含む。）との間における取引を行う場合を除く。）

(1)・(2) 略

チ 当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の本人確認書類のうち次条第一号若しくは第四号に定めるもの（以下チ並びにリ及びヌにおいて単に「本人確認書類」という。）の送付を受け、又は当該顧客等の本人確認書類（氏名、住居及び生年月日の情報が記録されている半導体集積回路が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報若しくは本人確認用画像情報（当該顧客等又はその代表者等に特定事業者が提供するソフトウェアを使用して撮影をさせた当該顧客等の本人確認書類（次条第一号イからハまでに掲げるもののうち一を限り発行又は発給されたものに限る。）の画像情報であって、当該本人確認書類に記載されている氏名、住居及び生年月日並びに当該本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。）の送信（当該本人確認用画像情報にあつては、当該ソフトウェアを使用した送信に限る。）を受けるとともに、当該本人確認書類に記載され、又は当該情報に記録されている当該顧客等の住居に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

リ～カ 略

二・三 略

2～4 略

犯収法施行規則第6条第1項第1号へ等の規定の解釈について

【参考資料】

○ 平成30年11月・パブリックコメント

質問：公的個人認証を利用しない場合でも、I Cチップの券面事項部分が、新規則第6条第1項第1号へ等に規定する「半導体集積回路に記録された当該情報」として本人特定事項の確認に利用できるということか（へ及びト関係）。

回答：そのとおりです。ただし、I Cチップ情報は真正なものが送信されなければならないことは勿論であり、**特定事業者には真正なものであることの確認が求められます。具体的には、秘密鍵で暗号化されている当該I Cチップ情報に係る事項の送信を受け、これを公開鍵で復号することによって真正なものであることを確かめることが考えられます。**

○ 犯罪収益移転防止法におけるオンラインで完結可能な本人確認方法に関する金融機関向けQ & A

質問：運転免許証のI Cチップ情報を規則第6条第1項第1号への確認方法に用いる場合において、運転免許証の記載事項に変更が生じ、当該記載事項には電子署名が付されていないときは、**変更されていない事項のみを電子署名により検証し、変更があった事項は電子署名による検証を行わない方法は認められるか。**

回答：ご質問の確認方法は、送信を受けたI Cチップ情報のうち一部しか、電子署名により真正性を確認できていないこととなるため、**認められません。**なお、特定事業者の提供するソフトウェアの仕様等により、変更があった事項も含め、I Cチップから読み取った情報の全てについて、電子署名による検証と同等の水準で真正性の確認を行うことが可能な場合には、かかる確認方法も認められ得ると考えられます。